

東京都立美原高等学校いじめ防止対策推進基本方針

令和 7 年 4 月 1 日
校 長 決 定

1 いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。
- (2) 「いじめは絶対に許さない。いじめは卑怯な行為である。いじめはどの学校・学級でも起こりうる。」という、いじめに対する認識を全教職員で共有し、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対策に取り組んでいく。

2 本校及び本校教職員の責務

在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所等の関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(いじめ防止対策推進法第 8 条、東京都いじめ防止対策推進条例第 7 条)

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ事案等に関する対策を以下のとおり実効的に行う。

- ◇基本方針に基づく取り組みや具体的な年間計画の作成、実施、検証、改善の進捗管理を担う役割
- ◇いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ◇いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集と記録の共有化を図る役割
- ◇いじめの疑いに係わる情報があつた場合、緊急会議を開いて、いじめ情報の迅速な共有と関係のある生徒への迅速な事情聴取、指導体制や支援体制等を構築する等、学校の対応方針を決定する役割
- ◇いじめ問題の解決に向けて都教育委員会、保護者、関係機関等との連携を組織的に推進する役割

イ 所掌事項

本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等を行い、いじめ等が発見された場合は臨時に会議を開催し、早期対応に当たる。

ウ 会議

学期に 1 回、会議を開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、各年次主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会に対して助言と支援を行い、いじめに対する対策を強化する。

イ 所掌事項

学校いじめ対策委員会に対する助言と支援。

ウ 会議

原則、学期に 1 回程度、会議を開催する。学校いじめ対策委員会をサポートする必要があると判断

した場合には会議を適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、分掌主任、養護教諭、スクールカウンセラー、外部委員、校長が必要と認める者

4 発達段階に応じた具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 全ての生徒をいじめに関わらせることなく、健全な社会性のある大人へと育むため、規則正しい態度で授業や部活動、行事等に参加し活躍できるよう教職員が一体となった指導を行う。
- イ 平素の授業・ホームルーム活動・部活動及び生徒会活動等の充実を通して、生徒の豊かな感性や道徳心、互いの個性や人格を尊重し合える態度を育成する。
- ウ 「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、授業等でいじめ未然防止に向けて周知徹底する。
- エ 教職員の言動が生徒を傷つけ、生徒のいじめの助長となることがないように指導の在り方に細心の注意を払い、丁寧な指導を行う。
- オ いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、改善のための相談をスクールカウンセラーと学級担任が密に連携し、生徒自らがストレスに適切に対処できる力を育む。
- カ 意図的・計画的に情報モラルを身に付けさせる指導を繰り返し、インターネットや携帯電話によるいじめを未然に防止する。また、保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を定期的実施する
- キ SOSの出し方について視聴覚教材や協働学習により丁寧に指導する。(1年次生は必須)

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア いじめに関するアンケートを全年次対象に学期ごとに実施し、いじめの早期発見に努める。
- イ 日頃から生徒との温かな触れ合いを重視し、信頼関係の構築に努める。
- ウ 教職員が連携して生徒の変化に気付くよう努め、生徒から相談があった些細なことでも深刻な問題が潜んでいる可能性を見極め、一つ一つの相談に真摯に対応する。些細な兆候でも見逃さず、いじめではないかという疑いを持って、迅速かつ客観的に分析する。
- エ 年度当初にスクールカウンセラーを全生徒に紹介し、相談室の利用を促す。(生徒向けスクールカウンセラー通信を年6回程度発行する)
- オ 1学期中に2者面談(担任と生徒)又は3者面談を実施し、必要に応じて別途追加して面談を行う。
1年次生は1学期中に、スクールカウンセラーによる全員面接を行い、いじめの早期発見に資する。

(3) いじめに対する早期対応

- ア 教職員は、いじめが確認された場合、一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮し、教職員一丸となって継続した支援を行う。
- イ 校長は、いじめが確認された場合、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実確認を行うためのあらゆる手段を組織的に講じ、把握した事実を都教育委員会に報告する。
- ウ 加害生徒に対しては事実確認のうえ、いじめ行為について教育的配慮の下、毅然とした態度による指導を組織的に行う。いじめ行為の再発を防止する手立てをいじめ対策委員会と学校サポートチームを中心に全校体制で講じる。また、加害生徒の保護者に対する支援・助言を適宜行う。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察と連携して対処する。生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に連絡する。

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(生徒が自殺を企画した場合等)

○いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

ア 重大事態が発生した場合、都教育委員会へ事態発生について迅速に報告する。

イ 都教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査に当たる場合は、いじめ対策委員会及び学校サポートチームに専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、事実関係を調査した後、被害生徒及び保護者に対し、事実関係等の情報を適切に提供し、迅速な対応を教職員一丸となって行う。

ウ 所管の学校経営支援センターへの連絡・報告を迅速に行い、連携して対処する。

エ 調査結果を都教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

オ 都教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出等、調査に協力する。

5 教職員研修計画

教職員一人一人が生徒の発達段階について、正しい理解を持ち、いじめ問題についての共通理解と指導力の向上を図るため、校内研修を年3回程度実施する。

6 保護者との連携及び啓発活動の推進

(1) 学校運営連絡協議会において本校生徒に関する情報の共有化及び地域との連携を図る。

(2) 教育活動全般において保護者等と信頼関係を確立するように努め、保護者等とのコミュニケーションの円滑化を図る。

(3) 保護者会等において、いじめ問題について意見を交換する機会を設け、家庭との連携を構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、福祉・医療機関等との適切な連携を図るため、定期的な情報共有体制を構築する。

8 プライバシーの保護に関する配慮

いじめに関係した生徒全員のプライバシーに十分配慮しつつ、事実確認を進め、関係する文書や記録については厳重に保管する。

9 その他

「学校評価アンケート」を活用し、結果・分析に基づき、校長が必要に応じて基本方針を改正する。

(附則)

この方針は、令和7年4月1日から施行する。